

第3期 江別市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ

概要版

令和7年3月

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会情勢や国の動向、こども大綱で掲げるこども・若者の権利や意見の尊重、江別市の子どもを取り巻く現状、「江別市子どもが主役のまち宣言」との整合を十分に図った上で策定いたします。また、本計画は、令和6年度が最終年度となる「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）の進捗状況等を検証し、江別市の子どもたちが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、仕事と子育ての両立ができる社会を実現するため、策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」として位置づけます。

（2）江別市計画体系等における位置づけ

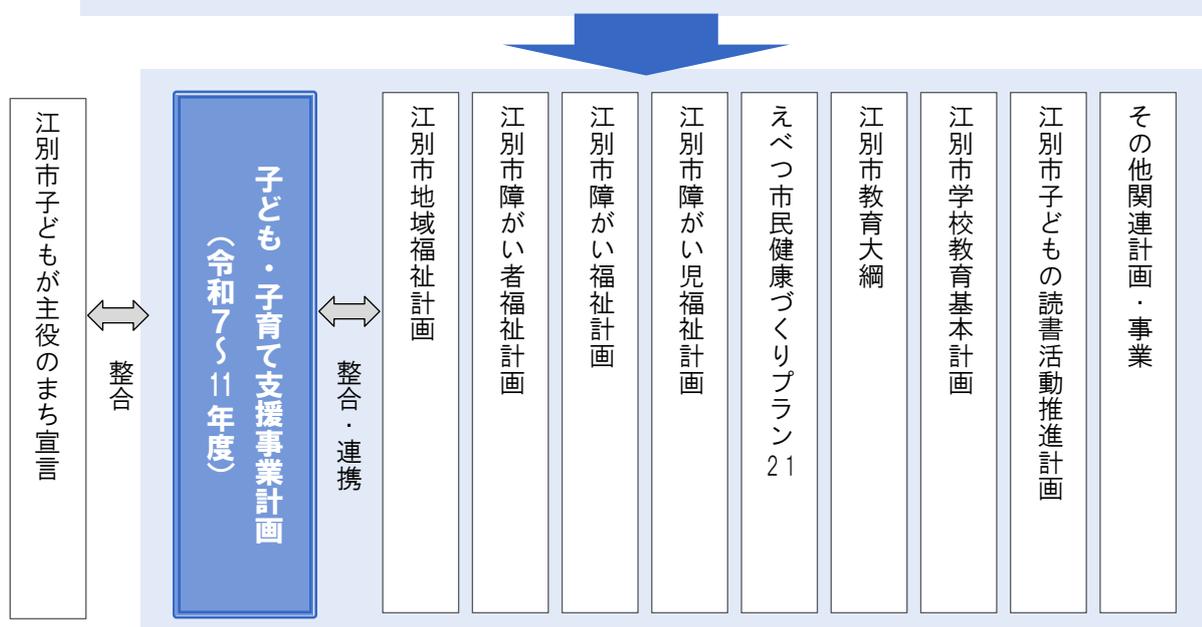
江別市では、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン〈第7次江別市総合計画〉」において、5つの基本理念の1つに「子どもの笑顔があふれるまち」を掲げています。

本計画は、その基本理念の実現を図るための子ども・子育て分野における個別計画として位置づけるとともに、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画、「江別市子どもが主役のまち宣言」等と整合・連携を図り策定するものです。

えべつ未来づくりビジョン〈第7次江別市総合計画〉（令和6年度～令和15年度）

基本理念③「子どもの笑顔があふれるまち」

政策6 子育て・教育
基本目標 子どもたちが元気に育ち、笑顔で学ぶ未来あるまち



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----



4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、若者、地域、企業（事業所）、行政、こども・子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、子どもは概ね18歳までとしますが、こども基本法の定義を踏まえ、年齢にかかわらず、心身の発達の過程にある者を広く視野に入れることとします。

こども基本法
第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

5 こども計画への移行

こども基本法第10条に基づき市町村こども計画の策定が努力義務とされました。

市町村こども計画は本計画と一体として作成できるため、本計画を生かしながらか見直しを行い、市としてのこども計画の策定を進めます。

また、市町村こども計画の策定にあたっては、こども大綱と都道府県こども計画を勘案することとされており、現在、策定に向け検討が進められている北海道こども計画の動向を注視しながら、その内容を踏まえた計画とします。



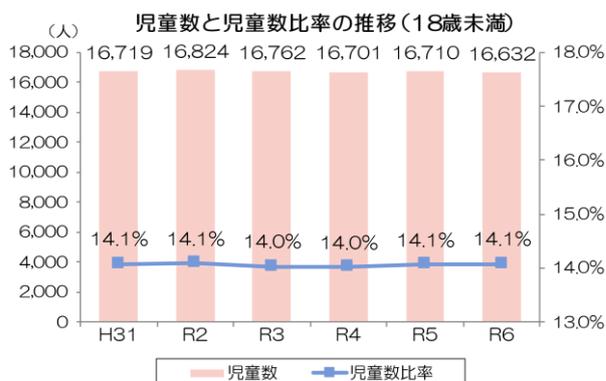
子どもたちを取り巻く現況

1 人口・世帯等

江別市の総人口は微増が続いていましたが、令和4年に減少に転じました。

子ども人口（18歳未満）は、平成31年の16,719人から、令和6年には16,632人と5年間で87人減少していますが、小学校低学年及び高学年は平成31年以降、毎年増加しています。

総人口に占める子どもの人口比率は、平成31年の14.1%から横ばい傾向で推移し、令和6年においても同比率の14.1%となっています。



※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年4月1日現在

2 合計特殊出生率

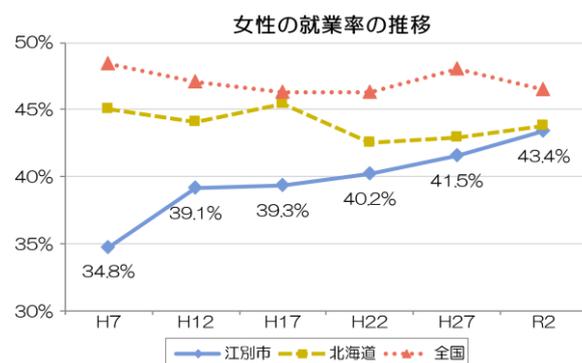
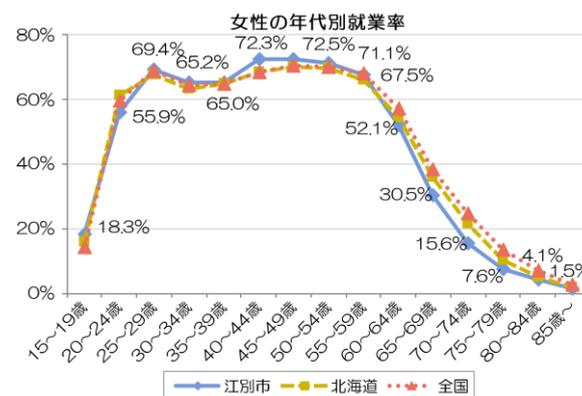
江別市の合計特殊出生率は、全国や北海道と比べて低い水準が続いています。直近7年間で、最も高い値でも令和3年度の1.18人となっており、人口が長期的に維持される水準の合計特殊出生率（2.07人）を大幅に下回っています。



3 女性の就業率

令和2年における女性の年代別就業率をみると、江別市では20～24歳と60歳以降が全国や北海道と比較して低い水準となっていますが、それ以外の年齢区分では全国と同程度か上回っています。また、25～29歳の区分以降に就業率が下がり、その後上昇するM字カーブは、全国と同様に底が浅くなっています。結婚や出産を契機に離職する女性が徐々に減少していると考えられます。

女性の就業率の推移をみると、全国や北海道との比較では低水準ではありますが、平成7年から増加を続け、令和2年には北海道と同水準となっています。



※令和2年国勢調査

4 子育てに関する保護者の意識

(1) アンケート調査の実施

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
就学前子どもアンケート	市内の就学前(0～5歳) 5,283人の保護者	無作為抽出 1,500人 郵送による配布 郵送・WEBによる回収	51.3%
小学生アンケート	市内の就学児童(小学1～6年生) 5,907人の保護者	無作為抽出 1,500人 郵送による配布 郵送・WEBによる回収	46.4%

【調査基準日】令和5年11月1日

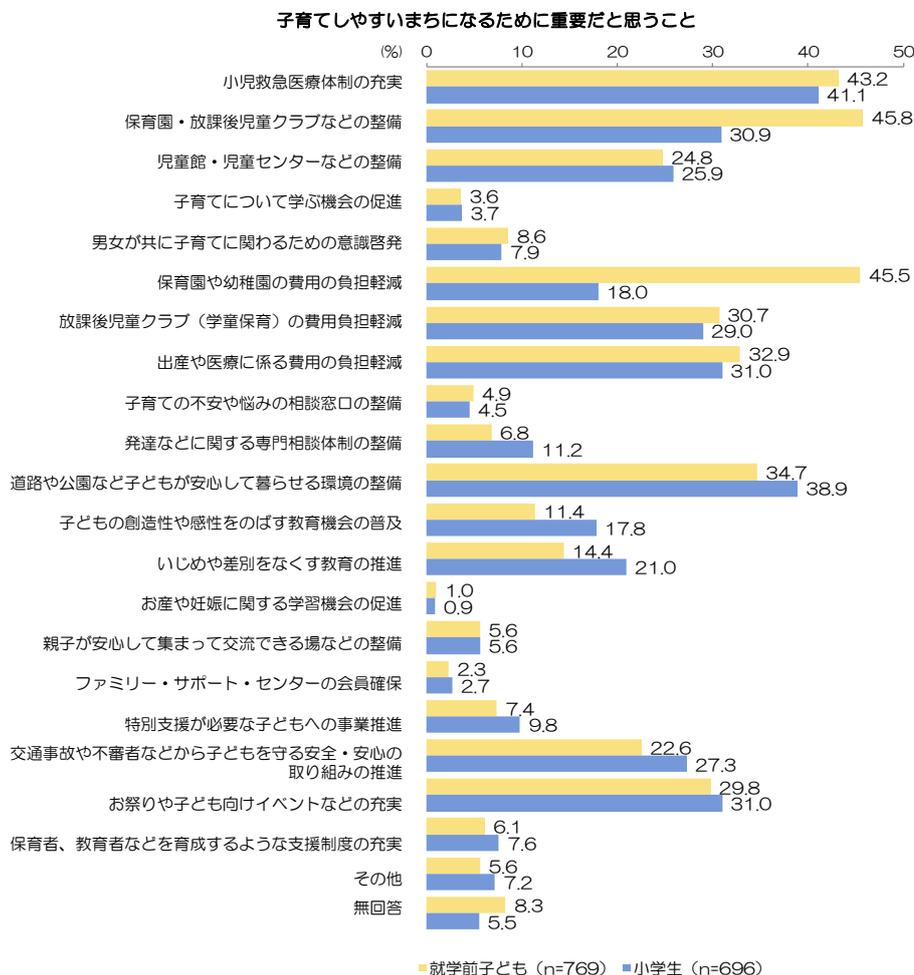
【調査期間】令和6年1月22日～2月2日（2月5日回収分まで受付）

(2) 調査結果（抜粋）

子育てしやすいまちとなるために重要だと思うこと（就学前子ども＋小学生）

小児救急医療体制の充実を重視する傾向（就学前子ども＋小学生）

- ・ 就学前子どもでは、「保育園・放課後児童クラブなどの整備」が45.8%と最も多く、次いで「保育園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が45.5%、「小児救急医療体制の充実」が43.2%となっています。
- ・ 小学生では、「小児救急医療体制の充実」が41.1%と最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が38.9%となっています。



計画の内容

1 基本理念

子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ

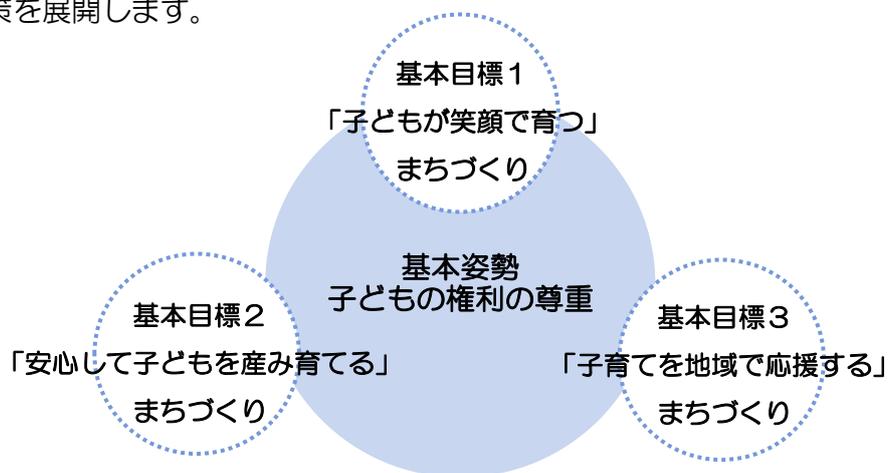
「えべつ未来づくりビジョン〈第7次江別市総合計画〉」では、基本理念の5つの柱の1つに、江別市の未来を担うすべての子どもたちがいつも笑顔でいられ、自分らしく健やかに成長できるように、子育て環境や子どもの教育環境の充実を図り、子どもたちが元気に育ち、笑顔で学ぶ、未来あるまちとして「子どもの笑顔があふれるまち」を掲げ、まちづくりを進めています。

令和2年に策定した前計画では、「みんなで協力、子育て応援のまち」という基本理念のもと、子育て支援施策を推進してきました。

本計画では、子どもの権利条約やこども基本法の理念を踏まえるとともに、「江別市子どもが主役のまち宣言」との整合や国・北海道の動向、こども大綱で掲げる基本方針などを十分に勘案しながら、より一層の子育て支援施策の充実を目指します。

2 基本姿勢と基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、まず基本姿勢として子どもの権利を尊重することを大きな柱とし、さらに計画推進の視点として3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を展開します。



基本姿勢

子どもの権利の尊重

江別市では、第7次江別市総合計画において、えべつ未来戦略の一つに「子どもが主役のまちをつくる」を掲げ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重しながら子どもにやさしいまちづくりを行うこととしており、「江別市子どもが主役のまち宣言」の中においても、子どもの権利の尊重を大きな柱の1つに位置付けています。

このことを踏まえ、今後、江別市では、子どもの権利の尊重を施策展開における大きな柱とします。

基本目標 1

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】

子どもが、いつも笑顔でいられ、自分らしく、健やかに成長できるように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を進めるとともに、障がいのある子どもや不登校の子どもへの支援、いじめや虐待の防止、ヤングケアラー等の新たな課題に対しても適切な対応をしていく必要があります。

また、子どもの権利条約の精神やこども大綱で掲げる基本方針、「江別市子どもが主役のまち宣言」を踏まえ、子どもの持つ権利や子どもの意見が最大限に尊重される社会の実現と未来を担う子どもたちの健全な発達など、子どもが主役のまち、子どもが安心して生活できるまち、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

基本目標 2

「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】

安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現のためには、男女ともに自分らしく生きられるように働き方の多様化に対応した支援を行うなど、子育て家庭の様々な不安や負担感を解消していく必要があります。

妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援サービスを提供し、医療体制や相談機能体制の充実を図るとともに、令和6年度に設置したこども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく漏れなく実施する体制を構築します。

また、すべての人が地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、待機児童対策や子育て支援サービスの充実を図るとともに、妊娠、出産、子どもの病気への対応まで、医療や相談機能の充実、子育て情報の充実を図り、いざというときに安心できる体制を整備します。

基本目標 3

「子育てを地域で応援する」まちづくり 【地域子育て環境の充実】

核家族化や共働き家庭の増加により、子育て家庭の地域における関わり合いが希薄になり、子育てに関する不安や負担、孤立感を感じる親は少なくありません。

子育てが家庭内に閉ざされ、地域で孤立しているという状況による不安感・負担感、孤立感を軽減し、身近な生活の場である地域が子育てしやすい環境となるよう、子育て家庭が必要とする情報の提供や気軽に相談できる体制整備、地域の子育て支援ネットワークの強化を推進します。また、親子が集える交流の場やあそびの場を充実させ、子育て世代の交流を促進し、子育てに関する不安の解消に努めます。

そのほか、子どもが交通事故や犯罪、家庭内等での不慮の事故等に巻き込まれることを未然に防止するために、地域ぐるみで子どもの安全を守るとともに、情報提供などの啓発活動にも努めます。子ども連れでも安全・安心に外出できるよう、住環境の整備を行うなど、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮された環境となるよう、子育てしやすいまちを目指します。

3 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）、並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化するのと以下のとおりです。

基本理念 **子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ**

	基本目標	基本施策	施策の展開
基本姿勢 子どもの権利の尊重	基本目標 1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】	1-1 子どもの教育・保育の充実	(1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 学校教育の充実
		1-2 子どもの活動の機会や居場所づくり	(1) 居場所づくり (2) 子どもの活動の場となる環境の整備
		1-3 子どもの権利の意識醸成	(1) 子どもの権利の啓発 (2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進
		1-4 健全な成長の支援	(1) 青少年の健全育成 (2) 障がいのある子どもの支援 (3) 児童虐待及びDV防止体制の充実 (4) いじめ防止や不登校の子どもへの支援 (5) ヤングケアラーへの支援
	基本目標 2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】	2-1 子育て支援の充実	(1) 教育・保育定員の確保 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 放課後児童クラブの整備
		2-2 親子の健康の確保	(1) 相談体制の充実・確保 (2) 母子保健などの充実 (3) 食育の推進 (4) 小児医療の充実
		2-3 ひとり親家庭への支援	(1) ひとり親家庭への支援
		2-4 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育支援の充実 (2) 生活支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 関係機関との連携支援
	基本目標 3 「子育てを地域で応援する」まちづくり 【地域子育て環境の充実】	3-1 子育て支援ネットワークづくり	(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発 (2) 子育てボランティアや関連団体の育成、支援
		3-2 子育てしやすく安全な環境の整備	(1) 住環境の整備 (2) 交通安全の確保 (3) 犯罪被害の防止・有害環境対策 (4) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援
		3-3 子育てに関する知識と情報の共有	(1) 情報発信・共有・啓発
		3-4 共働き・共育てへの支援	(1) 働く人や事業主の意識改革と環境整備 (2) 働きたい女性への支援

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（教育・保育の利用の認定）

認定区分	定義	利用対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の保育の必要性がない就学前の子どもであって学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 （教育希望）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 （保育認定）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち保育施設を利用する子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

（単位：人）

市全体	R7						R8						R9						R10						R11							
	1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定			
	教育		保育		保育		教育		保育		保育		教育		保育		保育		教育		保育		保育		教育		保育		保育			
	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳		
①量の見込み （必要利用定員総数）	592	647	1,233	485	412	188	594	650	1,269	443	438	184	564	618	1,237	471	429	183	542	593	1,220	462	427	182	517	566	1,201	459	423	180		
②確保の内容 （提供体制）	特定教育・保育施設		1,226	1,202	332	284	175	1,175		1,262	338	293	180	1,135		1,260	351	310	177	1,105		1,275	361	319	177	1,105		1,273	365	323	171	
	確認を受けない幼稚園		310			310			310			310			310			310			310			310			310			310		
	特定地域型保育施設			88	82	37			98	92	40			98	92	40			98	92	40			98	92	40			98	92	40	
	企業主導型保育施設			18	10	9	5		18	10	9	5		18	10	9	5		18	10	9	5		18	10	9	5		18	10	9	5
提供量の合計	1,536	1,220	430	375	217	1,485	1,280	446	394	225	1,445	1,278	459	411	222	1,415	1,293	469	420	222	1,415	1,291	473	424	216							
②-①	297	△13	△55	△37	29	241	11	3	△44	41	263	41	△12	△18	39	280	73	7	△7	40	332	90	14	1	36							

【確保方策の考え方】

○1号認定・2号認定教育希望

- ・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- ・2号認定のうち幼児期の学校教育を利用すると見込まれる子どもについては、これに係る量の見込みに対応するものを教育希望の確保方策として考えます。
- ・2号認定と2号認定教育を合わせて、計画期間の1年目から十分な提供量が確保されています。

○2号認定保育利用及び3号認定

- ・特に増加傾向にある2号認定保育利用及び3号認定のニーズの高まりを踏まえ、認定こども園の定員枠の見直しや、幼稚園からの認定こども園への移行を推進し、既存施設を活用しながら保育の枠の拡大を図っていきます。

○公立のやよい保育園の老朽化に伴い、安全な保育環境を含めた提供体制を確保するため、施設の建て替えを検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

	事業名	量の見込み・確保方策	単位	R7	R8	R9	R10	R11	
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	量の見込み	人	1,263	1,331	1,395	1,444	1,461	
		確保方策（提供体制）	人	1,131	1,251	1,371	1,451	1,451	
2	利用者支援事業（子育て支援コーディネーター）	量の見込み（基本型）	箇所	3	3	3	3	3	
		確保方策（提供体制）	箇所	3	3	3	3	3	
	利用者支援事業（こども家庭センター）	量の見込み （こども家庭センター型）	箇所	1	1	1	1	1	
		確保方策（提供体制）	箇所	1	1	1	1	1	
3	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター・子育てひろば）	量の見込み	人/月	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	
		確保方策（提供体制）	箇所	8	8	8	8	8	
4	預かり保育・一時預かり事業（預かり保育）	量の見込み	人/年	83,000	84,300	81,000	79,100	76,900	
		確保方策（提供体制）	人/年	83,000	84,300	81,000	79,100	76,900	
	預かり保育・一時預かり事業（一時預かり）	量の見込み	人/年	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	
		確保方策（提供体制）	人/年	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	
5	時間外保育事業（延長保育事業）	量の見込み	人	1,470	1,490	1,500	1,480	1,470	
		確保方策（提供体制）	人	1,470	1,490	1,500	1,480	1,470	
6	病児・病後児保育事業	量の見込み	人/年	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
		確保方策（提供体制）	人/年	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
7	子育て短期支援事業（ショートステイ）	量の見込み	人/年	60	60	60	60	60	
		確保方策（提供体制）	人/年	60	60	60	60	60	
8	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	量の見込み	人/週	14	15	15	15	13	
		確保方策（提供体制）	人/週	14	15	15	15	13	
9	妊婦健康診査	量の見込み	人/年	614	594	583	570	556	
		1人あたりの健診回数	回	14	14	14	14	14	
		健診回数 （受診人数×1人あたりの健診回数）	回	8,596	8,316	8,162	7,980	7,784	
10	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	量の見込み	人/年	614	594	583	570	556	
		確保方策（提供体制）	人/年	614	594	583	570	556	
11	養育支援訪問事業	量の見込み	人/年	49	47	46	45	44	
		確保方策（提供体制）	人/年	49	47	46	45	44	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業			国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。					
13	副食費に係る補足給付を行う事業			私学助成幼稚園で給食費として徴収している費用のうち、副食費相当額を免除します。					
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			引き続き、市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。 また、施設整備を促進するため、国・北海道の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。					
15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳	量の見込み	人/日	-	5	5	5	5
			確保方策（提供体制）	人/日	-	2	3	3	5
		1歳	量の見込み	人/日	-	11	10	9	8
			確保方策（提供体制）	人/日	-	2	5	6	8
		2歳	量の見込み	人/日	-	10	10	10	10
			確保方策（提供体制）	人/日	-	2	5	7	10
16	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	人/日	145	145	145	145	145	
		確保方策（提供体制）	人/日	145	145	145	145	145	
17	親子関係形成支援事業	量の見込み	人	50	50	50	50	50	
		確保方策（提供体制）	人	50	50	50	50	50	
18	妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	回	1,728	1,692	1,662	1,617	1,578	
		確保方策（提供体制）	回	1,728	1,692	1,662	1,617	1,578	
19	産後ケア事業	量の見込み	人/日	491	481	472	459	448	
		確保方策（提供体制）	人/日	491	481	472	459	448	



計画の推進体制

1 計画の推進及び推進状況の把握

計画の基本理念「子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ」の実現に向けて、市民協働による自助、互助、公助とともに、受益と負担のバランスを保ちながら計画の推進を図ります。

本計画では、市民の視点に立った指標を設定し、計画全体の成果について点検・評価していきます。

成果指標は、江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をもとに設定し、次回調査実施予定の令和10年度の目標値を設定し計画推進を図ります。

また、PDCAサイクルに基づき、事務事業評価の結果や、数値目標が設定されている事業の結果を活用しながら、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて、課題の整理や改善等、計画の見直しを行います。

指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
地域における子育ての環境や支援について満足度が高い人(5段階評価の4と5)の割合	34.6%	40.0%

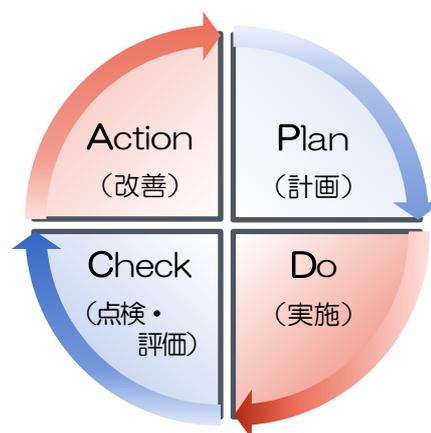
※江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査より成果指標を設定

2 関係機関との連携の強化

本計画は、総合計画や地域福祉計画などの他計画、「江別市子どもが主役のまち宣言」などとの整合性を図るとともに、江別市の関係部署をはじめ、北海道や国などの関係する行政機関や団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

さらに、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するため、行政サービスのみならず、地域団体、NPOなどの各種団体との連携及び一般事業主などとの連携を強化します。

とりわけ、本計画の推進のためには、地域住民が一体となって、子育て支援を推進していく必要があり、市民との連携・協力を強化し、計画を進めていきます。



3 計画に基づく措置の実施状況の公表

毎年度、本計画の実施状況を市ホームページ等で市民に公表します。

また、計画を変更しようとするときは、市民の意見を反映するとともに、変更内容を市民に公表します。

《第3期江別市子ども・子育て支援事業計画》



令和7年3月

編集 江別市子ども家庭部

発行 江別市

住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL : 011-382-4141 (代表) 内線 2661

011-381-1408 (直通)

FAX : 011-381-1070

e-mail : kosodate@city.ebetsu.lg.jp